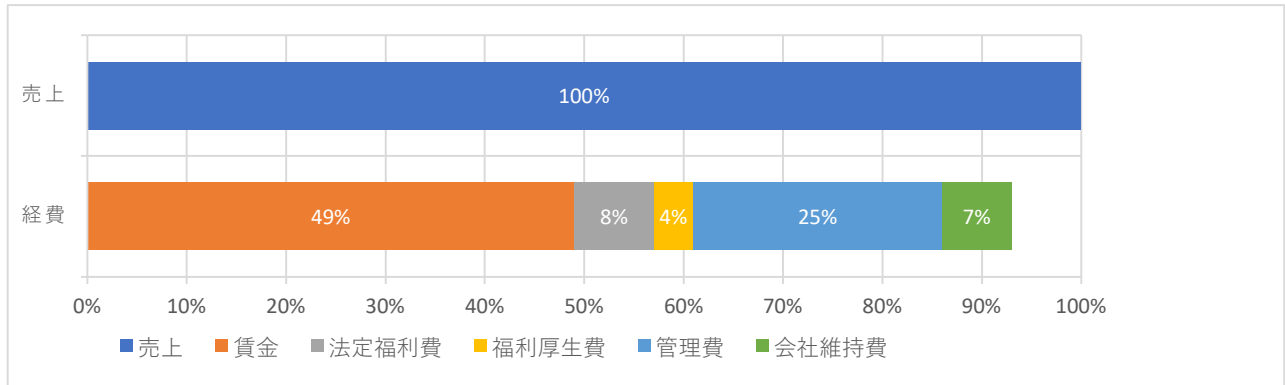


## 労働者派遣法に基づく情報公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)



昨年度の派遣事業は、大手企業様への派遣契約を成立させることができ、7%の収益を上げることができました。人材確保が難しい状況が続いていることから、今年度も現状維持に努めて行く所存です。

- ・ 賃金・・・派遣労働者へ支払う給与+通勤費+有給休暇+退職金等
- ・ 法定福利費・・・社会保険料等会社負担
- ・ 福利厚生費・・・パソコン・必要ソフト+傷害保険+社内研修費
- ・ 管理費・・・営業や事務の人件費
- ・ 会社維持費・・・賃借料・保険代等

派遣労働者の数	1人(社員)
派遣先の数	1件
マージン率	38% (労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で控除して得た割合)
教育訓練に関する事項	採用してから一定期間は社内業務に従事していただき、スキルを習得していただきます。社内業務を通じて、教育を実施することができるため、より実践に近い形でスキルを得ていただくことができる仕組みになっています。 また、上記とは別に個々のスキルにあった社内研修を実施しています。基本的なビジネスマナーなどを習得でき、他社に派遣されても困らないように、ヒューマンスキルを身につけていただくことができる仕組みになっています。
労働者派遣に関する料金額	25,600円/日
派遣労働者の賃金額	15,918円/日(交通費・有給休暇・退職金等を含む)